

【電子申請】宅地建物取引業従事者変更届 チェックリスト

※ 電子申請は国土交通省手続業務一貫処理システム（以下のページ）から行ってください。

<https://e.mlit.go.jp/>

電子申請にはeMLITもしくは**GBIZID**のアカウントが必要になります
eMLITアカウントについては、以下のページのマニュアルをご覧ください

<https://emlit-portal.mlit.go.jp/help/manual/>

GBIZIDについては以下のページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

GBIZIDに関するお問い合わせは「GBIZIDヘルプデスク」にご連絡ください。詳しくは以下のページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

●提出方法

申請フォーム名	宅地建物取引業法 汎用申請書【宅建】
申請先（都道府県）	和歌山県
申請先	和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課企画指導班

●注意事項

毎年**4月1日**に、同日より**1年前**に従事者の変更（入社、退社、異動）があった場合に**4月30日**までに電子申請。
免許更新年度の**4月1日**から免許更新申請の間に従事者の変更があった際も電子申請。

●その他添付書類

・従事者変更届

・従業者名簿

※宅地建物業免許申請書の（添付8）ではありません。

様式第八号の二（第十七条の二関係）

従業者名簿

氏名	性別	生年月日	従業者 証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士 であるか否かの別	この事務所の 従業者となった 年月日	この事務所の 従業者でなくなつた 年月日

備考

- 1 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 2 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。
- 3 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
- 4 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお残ることができるようにしておくこと。